



市は7月の定例議会に、関川村・粟島浦村は7月の臨時議会において定住自立圏形成協定の締結に関する議案を上程し、すべての議会で原案どおり可決されました。

これを受けて、7月15日村上市役所において「村上岩船定住自立圏形成協定合同調印式」を開催し、協定を締結しました。今後は、10月上旬を目途に協定書に基づき「村上岩船定住自立圏共生ビジョン」を策定し、具体的な連携事業を進めていきます。

定住自立圏形成協定を 締結しました



協定書に署名・調印する高橋市長

■村上岩船定住自立圏共生ビジョンとは
中心市宣言を行った村上市と、連携する関川村、粟島浦村とが地域の特性を活かした魅力あふれる圏域づくりを目指して、医療、福祉、産業振興などの各政策分野での連携事項を策定し、事業などに取り組むものです。

●問い合わせ
政策推進課企画政策室
☎53・2111（内線531）

特別障害者手当・障害児福祉手当を支給します

これらの手当は、在宅の障がい者や障がい児に支給するもので、受給するには申請が必要です。身体障害者手帳や療育手帳などが無くても申請できますが、障がいの状態によっては支給対象とならない場合があります。

	特別障害者手当	障害児福祉手当
受給できる人	20歳以上で、精神または身体に著しい重度の障がいがあり、日常生活で常時特別の介護を必要とする人	20歳未満で、精神または身体に著しい重度の障がいがあり、日常生活で常時介護を必要とする児童
支給額	月額 26,620円	月額 14,480円
支給月	2月・5月・8月・11月	
必要なもの	特別障害者手当認定請求書 所得状況届 医師の診断書(指定様式) 世帯全員の住民票 年金などの証書 前年の年金などの金額がわかるもの 本人名義の預金通帳	障害児福祉手当認定請求書 所得状況届 医師の診断書(指定様式) 世帯全員の住民票 本人名義の預金通帳
所得制限	受給者もしくはその配偶者、またはその扶養義務者の前年の所得が一定以上の場合、その年の8月から翌年の7月までの間は支給停止となります。	
受給資格がなくなるとき	施設に入所したとき 病院または診療所に継続して3か月を超えて入院したとき	施設に入所したとき

●問い合わせ 福祉課福祉政策室 ☎53-2111(内線245) または各支所地域振興課地域福祉室